

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 8 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について

予防接種法に基づく季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る定期接種（B類疾病）について、日頃より適切に実施していただきまして、ありがとうございます。

今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点等については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（令和 4 年 9 月 16 日医政産情企発 0916 第 1 号、健感発 0916 第 7 号、健予参発 0916 第 2 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康局結核感染症課長、健康局参事官（予防接種担当）連名通知）及び「今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて」（令和 4 年 9 月 16 日厚生労働省健康局結核感染症課、予防接種担当参事官室連名事務連絡）において周知したところです。

国内のインフルエンザの定点当たり報告数は第 40 週以降増加傾向で直近 2 年間の同時期よりも高い水準で推移しています。このような状況を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種としてワクチンの接種を希望される方が令和 5 年 1 月以降も適切に接種できるよう、貴部局におかれましては、各医師会等とも相談の上、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮をお願いします。

なお、一般社団法人日本ワクチン産業協会からは、今年度のワクチンについて、約 3,649 万本（1 mL を 1 本に換算した量で、1 本当たり成人 2 回分）が既に市場へ供給され、12 月 2 日（金）現在では約 956 万本の流通在庫がある旨の報告を受けています。このため、今年度のワクチンは引き続き安定的に供給できる見込みであることを申し添えます。